

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,929,618	4,943,121
うち、出資金及び資本準備金の額	3,244,467	3,220,661
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	1,789,170	1,831,469
うち、外部流出予定額 (△)	14,340	28,932
うち、上記以外に該当するものの額	△89,679	△80,078
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	52,881	66,249
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	52,881	66,249
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,982,500	5,009,370
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,357	7,193
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,357	7,193
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		

項 目	2023年度	2024年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	9,357	7,193
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,973,142	5,002,176
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,117,805	23,032,948
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		23,032,867
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,669,190	749,488
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	26,786,995	23,782,436
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.56	21.03

（注）

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

1. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2023 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	現金	1,252,290	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	3,699,135	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機関向け	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	660,029	66,003	2,640
	地方三公社向け	1,044	209	8
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	43,050,946	8,610,189	344,408
	法人等向け	56,502	56,243	2,250
	中小企業等向け及び個人向け	1,184,905	779,621	31,185
	抵当権付住宅ローン	52,192	17,967	719
	不動産取得等事業向け	0	0	0
	三月以上延滞等	1,446,934	1,503,321	60,133
	取立未済手形	0	0	0
	信用保証協会等保証付	3,814,647	375,379	15,015
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0
	出資等	450,055	450,055	18,002
	（うち出資等のエクスポージャー）	450,055	450,055	18,002
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
	上記以外	8,245,152	11,258,819	450,353
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,132,455	5,331,138	213,246
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない）	178,647	446,617	17,865

	部分に係るエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,934,050	5,481,065	219,243
	証券化			
	(うちS T C要件適用分)			
	(うち非S T C適用分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	(うちルックスルー方式)			
	(うちマンドート方式)			
	(うち蓋然性方式250%)			
	(うち蓋然性方式400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	63,913,831	23,117,806	924,712
	C V Aリスク相当額÷8%			
	中央清算機関関連エクスポージャー			
	合計(信用リスク・アセットの額)	63,913,831	23,117,806	924,712
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	
		3,669,190	146,768	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	
		26,786,996	1,071,480	

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エク

ポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

		2024 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,085,641	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,511,363	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,672,226	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	442,178	42,218	1,689
	地方三公社向け	3,028	606	24
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	43,037,891	8,657,802	346,312
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	0	0	0
	カバード・ボンド向け	0	0	0

法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	14,052	11,552	462
（うち特定貸付債権向け）	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,003,926	734,014	29,361
（うちトランザクター向け）			
不動産関連向け	1,053,786	305,811	12,232
（うち自己居住用不動産等向け）	1,053,786	305,811	12,232
（うち賃貸用不動産向け）	0	0	0
（うち事業用不動産関連向け）	0	0	0
（うちその他不動産関連向け）	0	0	0
（うちADC向け）	0	0	0
劣後債券及びその他資本性証券等	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	1,538,673	1,696,566	67,863
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	81,045	35,904	1,436
取立未済手形	0	0	0
信用保証協会等による保証付	3,889,680	383,037	15,321
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
株式等	451,645	451,645	18,066
共済約款貸付	0	0	0
上記以外	7,238,157	10,713,794	428,552
（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,132,455	5,331,138	213,246
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	184,637	461,592	18,464
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,921,065	4,621,065	196,843

	証券化		0	0	0
		(うちSTC要件適用分)	0	0	0
		(短期STC要件適用分)	0	0	0
		(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
	再証券化		0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー		0	0	0
		(うちルックスルー方式)	0	0	0
		(うちマンドート方式)	0	0	0
		(うち蓋然性方式 250%)	0	0	0
		(うち蓋然性方式 400%)	0	0	0
		(うちフォールバック方式)	0	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったもの の額(△)		0	0	0
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		66,003,289	23,032,949	921,318
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	0	0
	中央清算期間関連エクスポージャー		0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)		66,003,289	23,032,949	921,318	
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		0	0		
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		749,488	29,980		
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		23,782,437	951,297		

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 % で除して得た額	749,488
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	29,980
B I	499,658
B I C	59,959

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかわる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		2023 年度					2024 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	63,913,831	13,438,373	0	0	1,446,934	66,003,289	13,409,830	0	0	1,619,718
	国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域別残高計		63,913,831	13,438,373	0	0	1,446,934	66,003,289	13,409,830	0	0	1,619,718
法人	農業	383,533	344,134	0	0	85,480	476,501	442,817	0	0	44,775
	林業	1,860	1,860	0	0	0	1,240	1,240	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	1,441	1,441	0	0	0
	金融・保険業	43,050,946	3,008,600	0	0	0	46,549,254	4,013,045	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	27,060	22,029	0	0	9,976	22,380	17,395	0	0	9,785
	日本国政府・地方公共団体	3,681,439	3,681,439	0	0	0	2,662,297	2,662,240	0	0	8,863
	上記以外	2,630,341	46,748	0	0	3,863	2,624,883	39,700	0	0	1,828

個人	6,927,361	6,333,563	0	0	1,347,615	6,826,225	6,231,951	0	0	1,359,270
その他	7,211,291	0	0	0	—	6,839,068	0	0	0	0
業種別残高計	63,913,831	13,438,373	0	0	1,446,934	66,003,289	13,409,830	0	0	1,424,521
1年以下	40,581,508	2,942,133	0	0		42,852,620	2,119,321			
1年超3年以下	470,833	470,833	0	0		445,212	445,212			
3年超5年以下	2,423,638	620,679	0	0		2,417,384	614,475			
5年超7年以下	796,901	796,901	0	0		823,469	823,469			
7年超10年以下	1,380,142	1,380,142	0	0		1,161,785	1,161,786			
10年超	3,784,772	3,784,772	0	0		3,673,835	3,673,835			
期限の定めのないもの	14,476,037	3,442,913	0	0		14,628,983	4,571,733			
残存期間別残高計	63,913,831	13,438,373	0	0		66,003,289	13,409,830			

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	37,888	52,881	254	37,634	52,881	52,881	66,249	95	52,786	66,249
個別貸倒引当金	290,612	397,276	0	290,612	397,276	397,276	396,010	11,265	386,011	396,010

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		2023年度						2024年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸 出 金 償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸 出 金 償 却
				目的 使用	その他					目的使 用	その他		
	国 内	290,612	397,276	0	290,612	397,276	/	397,276	396,010	11,265	386,011	396,010	/
	国 外	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	/
	地域別計	290,612	397,276	0	290,612	397,276	/	397,276	396,010	11,265	386,011	396,010	/
法人	農業												
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲食・サービス業												
	上記以外												
	個 人	290,612	397,276	0	290,612	397,279		397,276	396,010	11,265	386,011	396,010	
	業種別計	290,612	397,276	0	290,612	397,276		397,276	396,010	11,265	386,011	396,010	

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[2024 年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	1,085,641		1,085,641		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,511,363		3,511,363		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	2,672,225		2,672,225		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20	422,177		422,177		42,217	10
地方三公社向け	20	3,027		3,027		605	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	43,037,890		43,037,890		8,657,801	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	14,052		11,749		11,552	98
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,002,777	1,086	937,967	108	734,014	78
（うちトランザクター向け）	45						
不動産関連向け	20～150	1,052,989		1,050,555		305,810	29
（うち自己居住用不動産向け）	20～75	1,052,989		1,050,555		305,810	29

動産等向け)							
(うち賃貸用不動産向け)	30~150						
(うち事業用不動産関連向け)	70~150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うち ADC 向け)	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	1,146,730		1,142,029		1,696,566	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	78,813		78,416		35,904	46
取立未済手形	20						
信用保証協会等による保証付	0~10	3,889,679		3,830,364		383,036	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400	451,645		451,645		451,645	100
共済約款貸付	0						
上記以外	100~1250	7,238,156	0	7,238,156		10,713,794	148
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	2,132,455		2,132,455		5,331,137	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	184,636		184,636		461,592	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関	250						

	等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に 係るエクスポージャー)							
	(うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ていない他の金融機 関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段 に係るエクスポージャー)	150						
	(うち右記以外のエク スポージャー)	100	4,921,064	0	4,921,064	0	4,921,064	100
証券化		—						
	(うち S T C 要件適 用分)	—						
	(短期 S T C 要件適 用分)	—						
	(うち不良債権証券 化適用分)	—						
	(うち STC・不良債権 証券化適用対象外 分)	—						
再証券化		—						
リスク・ウェイトのみな し計算が適用されるエク スポージャー		—						
未決済取引		—						
他の金融機関等の対象資 本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措 置によりリスク・アセッ トの額に算入されなかつ たものの額 (△)		—						
合計 (信用リスク・アセ ットの額)		—					23,032,948	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度につ
いては、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：千円)

	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計													
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,511,363												3,511,363													
外国の中央政府及び中央銀行向け																										
国際決済銀行等向け																										
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計												
我が国の地方公共団体向け	2,672,225													2,672,225												
外国の中央政府等以外の公共部門向け																										
地方公共団体金融機構向け																										
我が国の政府関係機関向け			422,177											422,177												
地方三公社向け					3,027									3,027												
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計												
国際開発銀行向け																										
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計											
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	42,535,679		502,081				50							80	43,037,890											
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計											
カバード・ボンド向け																										
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計										
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)											11,552				197	11,749										
(うち特定貸付債権向け)																										
	100%		150%		250%		400%		その他		合計															
劣後債権及びその他資本性証券等																										
株式等					451,645											451,645										
	45%		75%		100%		その他		合計																	
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトラランザクター向け)			612,254		49,613		276,209		938,076																	
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他		合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	256,813		32,523		89,934						33,558		140,313				60,237		10,986		426,191		1,050,555			
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他		合計			
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け																										
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計													
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																										
	60%		その他		合計																					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																										
	100%		150%		その他		合計																			
不動産関連向け うちADC向け																										
	50%		100%		150%		その他		合計																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	15,046		1,484		1,124,562		937		1,142,029																	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			25,275				53,141		78,416																	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計															
現金	1,085,641																									
取立未済手形																										
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0		3,828,182		0		2,182		3,830,364																	
共済約款貸付																										

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2023 年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0 %	0	5,095,109	5,095,109
	リスク・ウェイト 2 %	0	4,413,818	4,413,818
	リスク・ウェイト 4 %	0	43,741,819	43,741,819
	リスク・ウェイト 10 %	0	51,982	51,982
	リスク・ウェイト 20 %	0	332,175	332,175
	リスク・ウェイト 35 %	0	1,019,628	1,019,628
	リスク・ウェイト 50 %	0	5,908,919	5,908,919
	リスク・ウェイト 75 %	0	1,039,279	1,039,279
	リスク・ウェイト 100 %	0	2,311,102	2,311,102
	リスク・ウェイト 150 %	0	0	0
	リスク・ウェイト 250 %	0	5,095,109	5,095,109
	その他	0	4,413,818	4,413,818
	リスク・ウェイト 1250 %	0	0	0
計		0	63,913,831	63,913,831

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているものの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	2024 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用 前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バラン ス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目		
40%未満	55,556,235			55,432,836
40%～70%	250,067			249,296
75%	629,853	1,023	10%	623,241
80%				
85%	264,195			263,031
90%～100%	88,347			87,925
105%～130%				
150%	1,125,793			1,124,562
250%	451,645			451,645
400%				
1250%				
その他	2,876	62	10%	2,623
合計	58,369,013	1,086	10%	58,235,163

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ-またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2023 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0
法人等向け	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	1,500	92,900	0
抵当権住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
三月以上延滞等	1,000	45,235	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	3,500	551,695	0
合計	6,000	689,830	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	2024 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び 保険会社向け	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	197	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,000	0	0
自己居住用不動産等向け	0	582,068	0
賃貸用不動産向け	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	400	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	53,141	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合計	11,597	635,209	0

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャ

一に階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことで

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

・定義

・ 基本的考え方 ・ 体制：会議体、部門、部署 ・ その他
○オペレーショナル・リスクの総合的な管理 ○事務リスク管理 ○システムリスク管理 ○その他オペレーショナル・リスク管理
◇BIの算出方法 BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。 ◇ILMの算出方法 ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。 ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無 該当ありません。 ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む） 該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、系統および系統外出資に区分して管理しています。 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。 なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。
--

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2023 年度		2024 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	2,582,510	2,582,510	2,584,100	2,584,100
合 計	2,582,510	2,582,510	2,584,100	2,584,100

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

2023 年度			2024 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

2023 年度		2024 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

2023 年度		2024 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手順の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は5年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、貸出金等によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	389	242	76	0
2	下方パラレルシフト			0	0
3	スティープ化	428	406		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	91	96		
7	最大値	428	406	76	4
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,002		4,973	